南陽市水道指定給水装置工事事業者の申請手続きについて

南陽市上下水道課

１　提出書類について

(1)指定給水装置工事事業者指定申請書　　　2部

(2)給水装置工事主任技術者選任・解任届書　2部

収受後、１部を返却します。返却分は写しでも差し支えありません。

【注意】

・法人において、役員名を記入するにあたっては、必ず「現在事項全部証明書」上の役職を記入してください。

・『事業の範囲』は『給水装置工事全般』と記入してください。

(3)機械器具調書　2部

(4)誓約書　　2部

 (5)法人の場合　定款の写し及び商業登記の現在事項全部証明書 　各1部

　※どちらも最新、かつ３か月以内に発行されたもの

個人の場合　個人については住民票の写し　1部

(6)身分証明書　1部

代表者のものを本籍地で請求してください。

※最新、かつ３か月以内に発行されたもの

(7)南陽市外の市町村で指定店の登録がある場合は指定事業者証の写し　1部

指定を受けた全ての市町村のものを添付してください。

(8)給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し（Ａ４用紙にコピー可） 1部

　　技術者証の場合、複数を並べて複写していただいて差し支えありません。

２　よくある質問

Ｑ１　登録手数料は、いつ支払う必要がありますか。

Ａ１　指定店証の交付時に登録手数料として１万円を上下水道課の窓口で納付いただきます。

Ｑ２　南陽市内で給水装置工事を行うことができるのは、いつからですか。

Ａ２　指定給水装置工事事業者証の交付を受けた後からです。申請のみでは工事はできませんので御注意ください。

Ｑ３　審査期間は、どれくらいでしょうか。

Ａ３　申請の収受から現地調査を行い、おおむね二週間以内に指定店証の交付を行います。ただし、申請内容によっては、審査期間が延長される場合がありますので、御容赦をお願いします。

Ｑ４　添付書類は、全て原本が必要でしょうか。

Ａ４　添付書類のうち、原本が必要なのは次のものです。

　　①法人、個人共通

　　　・代表者の身分証明書（本籍地のある市区町村で申請してください。）

②法人の場合

　　　・現在事項全部証明書（法務局で申請してください。）

　　③個人の場合

　　　・住民票の写し

Ｑ５　個人、あるいは法人名義で資産を所有していない場合、「資産を持っていない証明（無資産証明）」が必要でしょうか。

Ａ５　必要ありませんが、資産状況を口頭で質問するときがありますので、御協力をお願いします。

Ｑ６　法人の場合、誓約書は個人名でしょうか、それとも代表者名でしょうか。

Ａ６　現在事項全部証明書で確認しますので、どちらでも差し支えありません。

Ｑ７　機械器具調書には、何を書けばよいでしょうか。

Ａ７　給水装置の工事に必要なものを記入してください。

①給水管の切断用の機械器具（金ノコ、ドリル、カッターなど）

②管の加工用の機械器具（ベンダー、ねじ切り器など）

③接合用の機械器具（パイプレンチ、トルクレンチ、トーチなど）

④水圧テストポンプ

⑤保安用品（カラーコーン、バリケード、車止めなど）

　⑥その他（車両など）

Ｑ８　本社と別に申請したい場合は、どうなりますか。

Ａ８　営業所や支店での申請が可能ですので、上下水道課にお問い合わせください。

Ｑ９　事務所への現地調査では、どのようなことが調査されますか。

Ａ９　事務所の規模や資産状況、工事用資機材の有無を調査しますが、現地調査を省略する場合もあります。